

第4回 沼田市農業委員会総会議事録

・日 時 令和 3年 4月 5日 (金) 午後1時30分

・場 所 沼田市役所 4階 庁議室

・出席委員

1番	白 石 淳 一	2番	星 野 芳 寿
3番	遠 西 美 子	4番	石 井 武 久
5番	遠 藤 由理子	6番	宮 下 庄 吉
7番	高 井 武 男	8番	生 方 芳 光
9番	菫 原 正 道	10番	中 村 順 子
11番	金 井 繁 行	12番	星 野 博 一
13番	井 上 正 文 (会長)	14番	牛 口 長 明
15番	小 林 由喜子		

・欠席
なし

・遅刻
なし

・早退
なし

・農業委員会事務局職員

事務局長	大 竹 光
事務局次長兼農地係長	大 橋 真 実
副主幹	真 庭 弘 明
副主幹	佐 藤 エリカ

事務局長	<p>1. 開会前 午後1時28分 開会前に本日の委員出席状況をご報告いたします。 在任委員15名中、現在の出席委員は15名でありまして、関係法規に基づく総会の成立要件を満たしておりますのでご報告いたします。 それでは、井上会長よりごあいさつをいただき、以降の進行をお願いいたします。</p>
議長 (井上会長)	<p>2. 開会及び会長あいさつ 午後1時29分</p>
議長	<p>3. 議事録署名委員の指名について 午後1時30分 最初に議事録署名人の指名を行います。 沼田市農業委員会会議規則により、議長において、7番高井武男委員、9番萩原正道委員の両名を指名いたしますのでよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>4. 諸般の報告 午後1時31分 議案審議に先立ち、事務局より農地法に基づく諸般の報告をさせます。 事務局より順次、報告をお願いします</p>
事務局員	<p>下記について報告 (1)農地法第3条の3の規定による届出について (2)制限除外の農地移動について (3)農地に該当しないことの証明について</p>
議長	<p>これで諸般の報告事項は全て終了いたしました。</p>
議長	<p>5. 付議事件 午後1時47分 議案第18号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。</p>
事務局員	<p>議案説明 8件 (議案内容説明)</p>
議長	<p>説明が終わりました。審議に入ります。 ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。 まず1番 続きますして2番と3番と4番、関連がありますので一括で 続きますして5番 続きますして6番</p>

続きまして7番と8番、関連がありますので一括で

ご意見等あればお願いいたします。

議長

無いようですので、お諮りいたします。

議案第18号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第18号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたしました。

次に議案第19号「公売農地の農地法第3条買受適格証明願について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明1件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

ご意見等あればお願いいたします。

議長

無いようですので、お諮りいたします。

議案第19号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第19号「公売農地の農地法第3条買受適格証明願について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたしました。

次に議案第20号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明3件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。
ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず1番

続きまして2番

続きまして3番

ご意見等あればお願いいたします。

議長

無いようですので、お諮りいたします。
議案第20号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。
よって、議案第20号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第21号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明6件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。
ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず1番

続きまして2番

続きまして3番

続きまして4番

続きまして5番

続きまして6番

ご意見等あればお願いいたします。

議長

無いようですので、お諮りいたします。

議案第21号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第21号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、承認することと決定いたしました。

次に議案第22号「営農型太陽光発電に係る農地法第5条第1項及び農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明2件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

なお、各案件の農地法第3条第1項の規定による許可申請については、農地法第5条第1項の規定による許可申請が許可された場合に許可となります。

ここで、提出された2案件について、11番委員が現地調査を行っておりますので報告をお願いします。

11番

先般、事務局の案内により、現地を見てまいりましたが、特に支障はないと思います。報告は以上です。

議長

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

議長

関連がありますので、一括でお諮りいたしますのでお願いします。

今回の申請が3回目ということで、今まで2回あった申請の営農確認で岡谷町については定植が確認され、白岩町の方が3月30日に確認したところ、定植のための穴は掘ってありますが、定植していない状況です。

審査の参考として、以前も同じような事例があり、そのときは保留として、定植を確認してから許可した事例があります。

今回は保留として、営農を予定通り実施してもらってから許可でよろしいかと思いますが、皆さんの意見をお聞かせ願いたいと思います。

議案第22号については、保留でご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第22号「営農型太陽光発電に係る農地法第5条第1項及び農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、保留と決定いたします。

次に議案第23号「農地に該当しないことの証明願について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明1件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

議長

無いようですので、お諮りいたします。

議案第23号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第23号「農地に該当しないことの証明願について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたしました。

以上で、議案の審議はすべて終了しました。

審議終了

午後2時40分

6. 協議事項

- (1) あっせん委員の委嘱について
- (2) その他

7. 連絡事項

- (1) 利用権設定について
- (2) 行事予定について
- (3) その他

8. 閉 会

終了

午後2時52分